

鉱業法に基づく関東経済産業局長の処分に係る審査基準等について（抜粋）

制定 平成24年3月15日（平成24・03・15 関東第65号）

鉱業法（昭和25年法律第289号。以下「法」という。）に基づく関東経済産業局長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

なお、鉱業法の一部を改正する等の法律（平成23年法律第84号）の施行に伴い、過去に発出された「鉱業法及び鉱業法施行規則に基づく関東経済産業局長の処分に係る審査基準等について（平成16年10月1日、平成16・09・16 関東第28号）」は廃止する。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(13) 法第62条第2項及び第3項の規定に基づく事業着手期間延長の認可及び事業休止の認可

法第62条第2項及び第3項の規定に基づく事業着手期間延長の認可及び事業休止の認可については、法第62条第2項及び第3項の規定を基としつつ、以下に掲げる基準を総合的に勘案して審査する。

- ①「事業」とは、原則として本来の掘採事業をいうものとする。
- ②事業着手延期及び事業休止の認可については、その事由を厳格にすることにより、計画的操業等による鉱物の合理的開発を阻害することのないよう考慮するものとする。

③事業着手の義務

ア. 法第62条第1項の規定に基づく事業着手、同条第2項の規定に基づく事業着手の延期及び同条第3項の規定に基づく事業の休止の認可手続の状況を定期的に点検するものとする。

新たに鉱業権の設定又は移転の登録がなされて鉱業権者となった者に対しては、登録規則第40条第1項又は第2項の規定による登録済みの通知を交付する際に、次の文書と同趣旨のものを同封するものとする。

「鉱業権の設定又は移転の登録のあった日から6箇月以内に事業に着手すること。

なお、やむを得ない事由により事業に着手できない場合、又は事業に着手した後、事業を休止しようとする場合は、法第62条第2項又は第3項の規定により、事業着手の延期又は事業の休止について、経済産業大臣又は経済産業局長の認可を受けなければならない。

これに違反した場合は、法第55条第5号の規定に基づき鉱業権を取り消す。」

イ. 法第62条第2項又は第3項の規定による認可に当たっては、法第137

条の規定に基づき、必要に応じて事業着手できないやむを得ない事由、又は事業を休止しようとする事由（以下「事業未着手等の事由」という。）を詳細に説明する資料の提出を求めた上で判断するものとし、資料の提出に応じないときは、当該認可申請を行政法の一般原則により却下することができる。

また、必要に応じて法第144条の規定に基づく報告徴収又は立入検査により、事実関係の確認を行い判断するものとする。

ウ．法第62条第2項又は第3項の認可に当たっては、特に必要な場合を除き、試掘権については1年以内、また採掘権については2年以内の期間を指定して認可するものとする。

エ．法第62条第2項又は第3項の規定による認可は、受理した日（申請書を郵便物として提出した場合は、規則第2条の規定により提出した日とする。）以降の日付けで行うものとする。

オ．上記ウ．の認可期間の始期は、次のとおり取扱うものとする。

（ア）新たに鉱業権の設定又は移転の登録がなされて鉱業権者となった者については、鉱業権の設定又は移転の登録の日の翌日から起算して6箇月目に当たる日の翌日とする。

（イ）現に事業着手の延期又は事業の休止の認可を受け、その認可期間の満了後重ねて期間の延長をしようとする者については、現に認可を受けている期間の満了の日の翌日とする。

カ．事業未着手等の事由には、次のような場合が該当すると解される。

（ア）採掘権に関するもの

A．天災地変により着業できないとき

B．数鉱区を保有している場合において、その中の一鉱区以上について既に事業に着手し、かつ、それらの鉱区のうち既に事業に着手している鉱区と一体として計画的操業をすること等が、鉱物の合理的開発上適当と認められる鉱区の事業着手を延期しようとするとき又は休止しようとするときにおいて、当該事業未着手等が鉱物の開発上合理性があり適当と認められるとき

C．鉱業権の設定又は移転の登録があった後、6箇月を経てなお事業に着手する準備が完了しないため着手できないとき（ただし、事業着手の延期があった期間を経過した後重ねて期間を延長しようとするときを除く）

D．施業案の認可を受けた採掘区域の鉱床の開発が終了し、現在物理探鉱又は露頭探鉱等施業案の認可を要しない方法による探鉱を行っているとき

E．鉱業用地につき、借地又は買収交渉が遅延しているとき（ただし、誠実に交渉中であると認められるときに限る）

F．降雪等の季節の関係上やむを得ないとき（この場合、1年を限り認可

することとし、重ねて着業を延期しようとするときを除く)

G. 鉱山道路の建設を待っている場合において、その建設計画が具体化し、現に推進中であるか、又は1年以内に着工する予定のとき

H. 国立公園、文化財等の関係から早急に着手しがたい事情がある場合、又は主務官庁の認可許可等が遅延しているため、やむを得ないと認められるとき

I. 鉱物の利用方法に関し、現状においては利用困難な場合であつて、1、2年の間に研究の結果利用可能と考えられるとき

J. 鉱区において、鉱害防止の事業を行うために必要と認められるとき

(イ) 試掘権に関するもの

試掘権は探鉱を目的とする権利であると解されるから、試掘権の事業着手延期又は事業休止とは、施業案の届出を要する探鉱行為(坑道探鉱、試錐等土地の形状の変更を伴う探鉱)に着手せず、又は休止することを指すものであると解されるので、前記(ア)のうち、A.、B.、C.、E.、F.、G.、H.のほか、K. 試掘権者が誠実に物理探鉱又は露頭探鉱等を行っており、かつ、なお継続して探鉱が必要なときは本事由に該当すると考えられる。

以上のほか、真にやむを得ない場合もあることが考えられるが、その判断に当たっては、慎重に行い、最小限度に止めること。

キ. 次の場合はやむを得ない事由に該当しないものとする。

(ア) 単なる資金不足を理由とするもの

(イ) 適当な代理人、技術者がいないことを理由とするもの

(ウ) 坑内排水処理不能として放置している等鉱業の実施を阻害する要因を放置していると認められるもの

④事業着手の義務違反

ア. 法第62条第1項の規定に基づく事業着手の状況、又は同条第2項の規定に基づく事業着手の延期及び同条第3項の規定に基づく事業の休止の認可手続の状況を定期的に点検し、同条第1項若しくは第2項の規定に違反して事業に着手しない鉱業権者、又は同条第3項の規定に違反して事業を休止している鉱業権者については、法第55条第5号に該当するものとして聴聞を行った後、鉱業権の取り消しを行うものとする。

イ. 法第55条第5号の規定に該当する鉱業権者に対する聴聞は定期的(年2回以上)に行うものとする。

ウ. 前記イ. の聴聞においては、法第55条第5号に該当する鉱業権者に事業未着手等の事由、及び法第62条第2項又は第3項の規定に違反して認可申請をしなかった事由(以下「手続上の理由」という。)を陳述させるとともに、必要に応じて事実を証する書面を提出させるものとする。

エ. 手続上の理由に該当するものは次の場合である。

- (ア) 天災地変その他不測の障害により手続ができないとき
- (イ) 病気又は負傷により病床に伏していたとき
- (ウ) 業務の遂行上やむを得ない用務が生じていたとき（ただし、最小限度に止めること。）

オ. 法第56条第2項の規定において準用する法第48条第4項から第6項までの規定に基づく聴聞の結果、鉱業権者が法第62条第2項又は第3項の規定に違反して認可申請を怠っていたことについて、事業未着手等の事由及び手続上の理由があると認められるときは、遅滞なく、同条同項の規定による認可申請を行うよう指導するとともに、別紙様式による始末書を提出させるものとする。

カ. 前記イ. の聴聞手続きにおいて、鉱業権の移転又は相続その他の一般承継に係る手続きがなされた場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 鉱業権者に聴聞通知が送達した後、相続その他の一般承継によって鉱業権を取得した者が、法第51条の3第1項の規定により、その旨を届け出た場合は、当該者に対し改めて聴聞通知を行い、聴聞を行うものとする。聴聞の結果、事業未着手等の事由及び手続上の理由があると認められるときは、前記オ. の取扱いを行った上で、当該届出の審査を行うものとする。同理由があると認められないときは、鉱業権の取消処分を行った上で、行政法の一般原則により当該届出を却下するものとする。

(イ) 鉱業権者に聴聞通知が送達した後、鉱業権の移転を受けようとする者が、法第51条の2第1項の規定により、鉱業権の移転を申請した場合は、聴聞通知のとおり聴聞を行うものとする。

聴聞の結果、事業未着手等の事由及び手続上の理由があると認められるときは、前記オ. の取扱いを行った上で、当該申請書の審査を行うものとする。

同理由があると認められないときは、鉱業権の取消処分を行った上で、行政法の一般原則により当該申請を却下するものとする。